

MC(Medical control)委員会

委員長 根岸正敏

消防機関による日本の救急業務は、1933年に神奈川県横浜消防署に救急車が配置されたのが、そのはじまりとされます。当時の業務は、処置を行うことではなく、単純に傷病者を医療機関へ搬送することでした。実際に運用がはじまると、予想以上の出動件数があり、更なる重要性・必要性が叫ばれ、1963年に消防法が改正され法制化が行われました。救急業務の需要が増加する中で、病院前でのより高度の専門性が求められるようになり、米国の「パラメディック制度」を参考に、日本でも1991年に救急救命士法が制定され、病院前つまり救急現場での医療行為の一部を担う「救急救命士（国家資格）」が誕生しました。この際に、医療行為の質を担保するために、事前の教育、医師による直接指示のプロトコルの策定、そして事後検証という柱が整備され、これが「MC：medical control」と言われるものです。その後は、救急救命士による救急救命処置（特定行為）の拡大がすすみ、その重要性はさらに揺るぎないものとなりました。

近森病院では、ドクターカーの運用開始に合わせて2007年に県内で初めて院内救急救命士1名を採用しました。採用時から、医療機関内でチーム医療に関わる準備として、看護師教育研修、各種のカンファレンスにも参加してきました。医療機関では、消防機関とは違った環境にも対応しなければなりません。特に、医学、医療全般のみならず、チーム医療、感染対策、医療安全など多くの知識が必要になり、その教育にも力を入れてきました。こうして、様々な知識を習得してきましたが、一つ大きな壁がありました。

当初の救急救命士法では、救急救命処置が行える「場」は、救急現場及び傷病者を搬送中の救急用自動車内に限定されており、院内救急救命士が実際に施行可能な医療行為は、ドクターカーや病院救急車で患者の移送中の補助業務、消防機関との連携、事務的な作業などが主体でした。その中で、医師、看護師の医療行為を補助しつつ、日頃から救急医学、災害医療、感染対策、医療安全などを勉強し、処置拡大に備えてきました。また、災害医療支援チーム（DMAT）の一員として、災害医療講習、訓練にも参加し、実際の災害現場にもチームの一員として派遣され、調整員としての大役を果たしてきました。このようにして、当院の院内救急救命士の採用は徐々に増えてきています。

そして、ようやく2022年に救急救命士法が改正され、救急救命処置が行える「場」が、救急現場及び搬送中の救急自動車内から、「患者が来院し入院するまでの間の救急外来」にまで拡大されました。この改正は、医療機関で働く救急救命士にとって極めて大きな変更となりました。この改正に合わせて、近森病院ではその業務範囲の明確化、行う処置の質の確保、救急患者への安全、安心な医療を提供することを目的として、MC(medical control)委員会（MC委員会）を発足しました。この委員会は、救急医療に精通した救命救急センター医師を中心に、看護師、薬剤師、臨床検査部、放射線部門など他職種の委員から構成され、心肺蘇生を含めた救急救命処置の研修の計画・推進、処置可能な救急救命士の認定、処置内容・範囲の明確化、医師、看護師、他職種との連携強化などを推進するものです。そしてこれは何より、患者への安全、安心な医療提供を目的としています。また働き方改革におけるタスクシフト、タスクシェアにもつながるものと考えています。こうして、院内救急救命士は、事前に医療安全、感染対策の講習を受け、さらには「改正救急救命士法施行に伴う必須項目講義」受講を終了したことにより、2023年11月1日から、包括指示による28項目救急救命処置を開始しています。そして、2025年7月には、重症傷病者に対する静脈路確保、輸液、薬剤投与などの特定行為施行に向けての講習、実技の詳細を策定し、高知県救急医療協議会に提出しています。2025年度内には承認される予定ですので、今後は高知県消防政策課とも連携をとりつつ特定行為実施に向けての準備を行っています。

現在、近森病院では 12 名の院内救急救命士が活躍していますが、MC 委員会の管理のもとで、さらに質の高い、救命救急処置を実施していきたいと思います。何より当院が掲げるチーム医療を大切にして、日々の教育、研修を怠ることなく、さらに精進してまいります。

今後は、検証会、勉強会も定期的に行い、各職種間での密な連携をとりつつ、質の高い医療行為を提供できるよう、また院内救急救命士の働きやすい環境整備にも努めてまいります。